

※灰色以外の背景色を付けた項目は行動計画に記載したもの
 ※灰色の背景色を付けた項目は課題リストから削除するもの

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
1) 保護制度の適切な運用												
1 西表石垣国立公園の管理	環境省				●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。			
2 西表森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	西表森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。		実施主体である林野庁の修正案を反映	
3 西表鳥獣保護区の管理等	環境省				●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少種が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。		実施主体である環境省の修正案を反映	
4 崎山湾・網取湾自然環境保全地域の管理等	環境省						●	崎山湾・網取湾自然環境保全地域を適切に管理する。	自然環境保全地域において、規制が遵守され、希少動物等の保全が図られる。		計画対象区域を陸域に限定したため、本項目は行動計画及び課題リストの対象外とする。	
2) 希少種の保護・増殖												
1 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動物種を国内希少野生動物種として指定し、国内希少野生動物種の保護等を図る。	国内希少野生動物種の保護が図られる。		・実施主体である環境省の修正案を反映 ・包括的管理計画において、種の保護に関する法令について記載する位置を変更したため、1) から2) 希少種の保護・増殖へ移した。	
2 竹富町自然環境保護条例の改正	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、希少野生動物種の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動物種の捕獲等の規制、指定外来生物の放逐等の規制等の条項を含む新たな条例として、現条例を抜本的に改正して効果的運用を図る。	保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性の保全が図られる。	竹富町自然保護審議会	・実施時期を修正 ・包括的管理計画において、種の保護に関する法令について記載する位置を変更したため、1) から2) 希少種の保護・増殖へ移した。	利活用等の事前調整に関する条項について記載すべき
3 保護増殖事業対象種の生息状況の把握と保護増殖事業の継続実施	環境省、林野庁、沖縄県				●	●	●	国内希少野生動物種のうち保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤマネコについて、保護増殖事業計画及び10ヶ年実施計画に基づき、生息状況のモニタリング調査を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤマネコ保護増殖検討会	・実施主体である環境省の修正案を反映 ・他地域と表現を統一 ・実施時期を修正 ・指標を追記	
①イリオモテヤマネコ生息状況調査	環境省、林野庁、沖縄県							イリオモテヤマネコの生息状況のモニタリング調査を行う。また、モニタリングにより取得したデータとこれまでの調査データや各種資料、知見等を用いて、保護対策を推進する。	イリオモテヤマネコの生息状況の把握。		行動計画では上記大項目に含めた	
4 保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況の把握	環境省、林野庁、沖縄県、地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカガ生息実態調査	保護増殖事業対象種以外の希少種等の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。		・小項目①～④を統合し書きぶりを修正。 ・実施主体の地元関係団体、NPO等を地元関係団体という表現に統一	

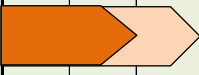

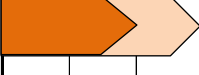
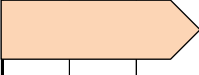
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等（意見集約の結果を含む）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
①ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング	林野庁							八重山列島固有種であるヤエヤマヤシ（ウブンドルの群落及び星立天然保護区域の自生地）のモニタリング調査を行う。個体群の健全性や絶滅リスク、現存個体数等、今後の保護方針検討の材料となる科学的データを蓄積する。	ヤエヤマヤシ個体群の生育状況の把握と科学的データの蓄積。		行動計画では上記大項目に含めた	
②船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング	林野庁							ニッパヤシの北限地である船浦ニッパヤシ群落のモニタリング調査を行う。また、現存個体群の健全性の評価を行い、今後の保護方針の検討に資する情報を蓄積する。	船浦ニッパヤシ個体群の生育状況の把握と科学的データの蓄積。		行動計画では上記大項目に含めた	内離島のニッパヤシの扱いについて
③カンムリワシ生息状況調査	環境省、林野庁							カンムリワシの生息状況及び生態の調査を継続的に実施し、カンムリワシの適切な保護対策検討に資するデータを取得・蓄積する。	カンムリワシの生態や生息状況等に係る科学的データを取得する。		行動計画では上記大項目に含めた	
④キシノウエトカゲ生息実態調査	沖縄県							キシノウエトカゲの生息状況及び生態の調査を行い、キシノウエトカゲの適切な保護対策検討に資するデータを取得・蓄積する。	キシノウエトカゲの生態や生息状況等に係る科学的データを取得する。		行動計画では上記大項目に含めた	
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省、沖縄県、竹富町、地元関係団体							イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、交通事故防止対策基本計画を策定し、動物の移動経路（アニマルパスウェイ）の機能の維持・強化を図るとともに、道路への動物の侵入防止及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議	・6)2のヤマネコの交通事故対策関係の内容はこの項目に含めた。 ・用語の統一 ・実施主体及び実施時期を修正 ・指標を追記	
①希少野生動物の交通事故等の防止のための普及啓発活動	環境省、沖縄県、地元関係団体、民間事業者							希少動物の交通事故等の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシやキャンペーンによる普及啓発等により、交通事故等の発生を低減する。交通安全協会、レンタカー事業者等の多様な主体が連携し、交通事故等の防止のための地域活動の強化を図る。	運転者が法定速度を遵守し、車両と希少野生動物の接触が減少する。	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議	・行動計画では上記大項目に含めた ・環境省の指摘により正確な表現に統一	警察による取り締まりの強化
②やまねこパトロールの継続的実施	NPOトラ・ゾウ保護基金、地域住民、竹富町							イリオモテヤマネコの生息地においてパトロール車を運行し、ドライバーを対象としてロードキルに対する注意喚起を行うとともに、法定速度の遵守を呼びかける活動を継続的に実施するとともに、より効果的な実施方法を検討する。	イリオモテヤマネコのロードキルの発生防止。		行動計画では上記大項目に含めた	
③ロードキル対策施設・設備の継続的管理	沖縄県、竹富町、地域住民							アニマルパスウェイとして整備されたネコボックスや侵入防止柵等のロードキル対策施設・設備の環境保全（点検、除草、清掃等）を多様な主体が連携して継続的に実施することにより、イリオモテヤマネコのロードキル対策効果を保っていく仕組みをつくる。	ネコボックスの利用や侵入防止柵によるロードキルの発生低減		行動計画では上記大項目に含めた	
6 希少野生動物植物の密猟・盗採の防止	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体							関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動物植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動物植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動物植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動物植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】		・用語の統一 ・目標を沖縄島北部と統一して加筆修正 ・実施主体及び実施時期を修正	蝶の捕獲を目的に来島する人が多く、希少野生動物植物ではないものも含めて、乱獲を防ぐべき
7 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省、沖縄県、地元関係団体							西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護が適切に実施され、野生復帰を図り、種の保存に資する。		・実施主体である環境省の修正案を反映 ・用語の統一 ・実施主体のNPOを地元関係団体という表現に統一	飼育に関する技術の蓄積等が課題
3) 外来生物による影響の排除・軽減												
1 侵略的外来生物への対策の強化	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体							既に定着している侵略的外来生物について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。西表島地域に未定着な侵略的外来生物の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等対策を講じる。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来生物の情報収集及び対策。 また、地域住民及び観光客が外来生物問題に対し、十分に認知している状態の実現。 【オオヒキガエル未確認日数】 【シロアゴガエル確認状況等】		・小項目を統合し、環境省の修正案をベースに記載。 ・実施主体の民間事業者を地元関係団体という表現に統一 ・指標を追記	
①侵略的外来生物への対策	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町							既に侵入している外来生物について、特に対策の必要性が高い生物に焦点を絞り、対策を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来生物の選定及び対策。		行動計画では上記大項目に統合した	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等（意見集約の結果を含む）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
②侵略的外来生物の侵入状況の情報収集及び対策	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町							西表島の遺産価値への影響が大きい侵略的外来生物の侵入状況の情報収集及び対策を行う。 リスクの高い他島嶼からの資材の搬入に対しては、侵入経路の情報収集及び対策の実施とともに、侵入確認時には定着を阻止するため、速やかな緊急措置が図れる体制を確保する。	遺産価値への影響があると考えられる外来生物の西表島への侵入状況の情報収集及び対策の実施。		行動計画では上記大項目に統合した	
③侵略的外来生物に関する普及啓発	環境省、竹富町							八重山諸島に侵入または侵入のおそれがある外来生物について、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する。	地域住民及び観光客が外来生物問題に対し、十分に認知している状態の実現。		行動計画では上記大項目に統合した	
2 竹富町ねこ飼養条例の徹底	竹富町						● ●	飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】		・指標を追記	
3 所有者のいないネコの保護収容・島外搬出事業の実施	竹富町、地元関係団体						● ●	イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止		・環境省の指摘によって正確な表現に統一 ・実施主体のNPO法人どうぶつたちの病院沖縄を地元関係団体という表現に統一 ・指標を追記	
4 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県、竹富町、地元関係団体						● ● ●	愛玩動物（イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等）の逸出によって新たな外来生物が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客などによる愛玩動物同伴での森林部への入域を制限する対策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 森林部へ愛玩動物が持ち込まれない。		・沖縄県の指摘によって正確な表現に統一 ・実施主体のNPO、関係団体を地元関係団体という表現に統一	
5 在来動物に対する交雑リスクの低減	竹富町、地元関係団体						● ● ●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協力体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減		・事業項目名を変更して記載	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和												
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体						● ●	豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現		・実施主体の大学等の研究機関を地元関係団体という表現に統一	
2 海岸林再生の指針に基づく管理の実施	林野庁						● ●	海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。		・林野庁の指摘により、指針の策定は完了していることをうけて記載内容を変更。	
3 水田の荒廃による（特にイリオモテヤマネコ、カンムリワシの）生息環境の劣化への対応							● ●	荒廃している水田はイリオモテヤマネコやカンムリワシの餌場としての機能が低下しているため、既存の水田を維持すると共に荒廃水田の積極的な活用方策を検討する。	希少生物の生息地として適さない荒廃水田の生息適地への転換を実現		・実施主体や具体的な取組内容が未定のため行動計画には記載していない	実施主体や具体的な取組内容について検討が必要
5) 適正利用とエコツーリズム												
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県、竹富町、地元関係団体						● ● ●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場を設置して、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、世界遺産西表島における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方の基本コンセプトを明確に示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。		・小項目の内容を統合して書きぶりを修正。 ・5) 1④については、重要な課題と考えられることから、別の大項目として特出し。 ・沖縄県の指摘により実施時期や事業内容を修正 ・意見照会の結果より実施主体を追加	
④沖縄県観光振興基本計画の改定	沖縄県							沖縄県観光振興基本計画について、世界遺産価値の保存が観光振興にも大切であること等、世界遺産登録を踏まえた内容に改定する。	遺産価値の保存と観光振興の両立。		現時点では改訂の予定がないため削除	
①ビジットおきなわ計画に基づく施策の推進	沖縄県							ビジット沖縄計画の内容について、世界遺産価値の保存が観光振興にも大切であること等、世界遺産登録を踏まえ推進する。	遺産価値の保存と観光振興の両立。		行動計画では上記大項目に統合した	
②竹富町観光振興基本計画に基づく施策の推進	竹富町							竹富町観光振興基本計画について、世界遺産価値の保存が観光振興にも大切であること等、世界遺産登録を踏まえ推進する。	遺産価値の保存と観光振興の両立による観光まちづくりの実現。		行動計画では上記大項目に統合した	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
2 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体				●	●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。 ○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備 ○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討 ○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討 ○沖縄県交付金事業による利用施設の整備 ○環境省直轄による国立公園事業の検討	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。 【西表島の入込客数】 【拠点施設利用者数】 【利用者満足度】		・小項目の内容を統合して書きぶりを修正。 ・環境省直轄による国立公園事業の検討については、書きぶりを変更して3から2に移動している。 ・具体的な地名は大項目では削除している ・実施主体の民間事業者を地元関係団体という表現に統一 ・指標を追記	ピナイサーラ周辺での木道の整備が課題
①サキシマスオウノキ周辺環境整備	林野庁						利用による周辺自然環境の劣化軽減を目的として木道等の整備を行う。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。		行動計画では上記大項目に統合した		
②北船付川木道の整備	林野庁						北船付川において木道を整備することにより、トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止する。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。		行動計画では上記大項目に統合した		
③ウタラ炭鉱跡地への歩道及び木道の整備	林野庁						ウタラ炭鉱において歩道及び木道を整備することにより、トレッキング等の利用による自然環境への影響を軽減する。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。		行動計画では上記大項目に統合した	新たな木道の整備	
④世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の整備に向けた検討	環境省、沖縄県、竹富町						西表島の世界遺産の価値や世界遺産条約の意図、遺産価値や構成要素である希少野生動物についての解説・展示、遺産地域の適正な利用方法や利用ルール等を適切に伝えるための施設の機能強化・新規拠点施設の検討を行う。 観光客や地域住民に遺産価値を理解してもらうため、イリオモテヤマネコ等の希少動物の観察機能を有する施設の導入可能性についても検討する。	利用者が世界遺産の価値や遺産地域の適正な利用方法を認識・理解できる利用環境の実現。		行動計画では上記大項目に統合した	ヤマネコ等観察施設の導入可能性についての検討	
⑤トイレ等のインフラ整備の充実に向けた検討	沖縄県、竹富町、民間事業者						環境への負荷の低減と利用環境の向上を両立させるため、トイレ、下水道、ゴミ処理施設等のインフラ整備の充実に向けた検討を進める。	インフラ設備の充実による環境負荷の低減と利用環境の向上		行動計画では上記大項目に統合した	温水シャワー設備の整備	
⑥沖縄県交付金事業(利用施設の整備)	沖縄県、竹富町						西表島の利用予測に基づき、利用環境の改善につながる登山道、トイレ等必要な施設を整備する。	西表島の自然環境の適切な管理・利用に資する施設整備の実現。		行動計画では上記大項目に統合した	施設の整備に加えて利活用の体制づくりが重要だが、公平性の担保に留意すべき。	
⑦環境省直轄による国立公園事業の検討	環境省						国立公園の利用予測に基づき、登山道・トイレ等の施設整備による利用環境の改善・強化や、過剰利用を回避し、利用をコントロールするために必要な施設等の整備について、環境省直轄による国立公園事業を検討する。	西表島の自然環境の適切な保全・管理・利用を図る施設整備の実現。		・行動計画では上記大項目に統合した ・3に含まれていた項目を2に移動したもの	不法滞在者がいることを踏まえた海岸部の整備	
3 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体				●	●	●	遺産価値(生物多様性と生態系)を保全するため、以下の取組等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○ヒナイ川および周辺国有林の自然体験型ツアーによるオーバーユース対策の強化 ○仲間川地区保全利用協定の適切な運用 ○西表島の中小河川における植生実態調査 ○エコツーリズムガイドラインの作成 ○資源特性と利用の現状に応じたゾーニングと利用ルール等の検討	自然利用に伴う負荷の低減を図り、遺産価値(生物多様性と生態系)の保全がなされる。		・小項目の内容を統合して書きぶりを修正。 ・実施主体の地元関係団体、民間事業者を地元関係団体という表現に統一	
①ヒナイ川及び周辺国有林の自然体験型ツアーによるオーバーユース対策の強化	沖縄県、竹富町、カヌー組合、民間事業者						カヌーやトレッキングによる自然体験型ツアーが最も多いヒナイ川周辺において、利用実態に応じたオーバーユース対策を強化する(利用集中の回避、利用方法の改善等)。現在実施されているカヌー組合の自主ルールに関しても、ルールの徹底、効力の強化に向けた検討を行う。	ヒナイ川及び周辺地域におけるオーバーユース対策の徹底による影響の低減。		行動計画では上記大項目に統合した	・ピナイサーラにおけるオーバーユースの判断基準の明確化 ・利用事業者数の制限など、総量規制の実施。また、カヌー組合に入っていない事業者への対応も含めて、適切な規制等を実現するための行政や他団体との連携	
②仲間川地区保全利用協定の適切な運用	協定締結事業者、沖縄県						仲間川を利用する全ての事業者が、仲間川地区保全利用協定において定められた利用ルールを遵守する。 協定に定められたモニタリングを実施し、その結果に基づいて利用ルールの適切な見直しを行う。	仲間川を利用する全事業者による利用協定の遵守とモニタリング結果に基づく利用ルールの適正化。		行動計画では上記大項目に統合した		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等（意見集約の結果を含む）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
③西表島の中小河川における植生実態調査	林野庁							中小河川における植生の実態調査を行い、増加する入込者に対して森林環境教育への活用を図る植生ハンドブックを作成する。	中小河川における植生状況の把握と利用者への質の向上の実現。		・植生ハンドブックの作成が終了し、現段階において、植生調査を継続していく予定がないため削除	
④エコツアーガイドラインの作成	環境省、沖縄県、竹富町、竹富町観光協会、西表島エコツアー協会						エコツアーリズムに関して、関係者が共有するガイドラインを作成することで、西表島の観光におけるエコツアーリズムの考え方を明確にする。ガイドラインでは里のエコツアーやナイトツアー等の問題点を踏まえて、地域住民の生活・生産活動・プライバシーへの適切な配慮、観察対象となる野生動物植物への影響、利用者の安全性の確保等エコツアー事業者の責務を明確にする。	エコツアーリズムの適正な実施に資するガイドラインの策定と適正な運用。		行動計画では上記大項目に統合した	・ガイド事業者へのエコツアーリズムの認識の醸成	
⑤資源特性と利用の現状に応じたゾーニングと利用ルール等の検討	環境省、沖縄県、竹富町、竹富町観光協会、西表島エコツアー協会						無秩序な利用フィールドの拡大を避けるため、ガイド事業者及びフィールドの利用状況、フィールドの特性等を把握したうえで、利用するエリアの限定及び利用ルールの検討を行い、関係者間で十分な調整・合意を図ったうえで、制度化も含めて適切な運用のための仕組みを検討する。	自然利用の適正化に向けたゾーニングと利用ルールの遵守		行動計画では上記大項目に統合した	・利用フィールドの拡大に加え、ヤマネコ観察ツアーなどの実施方法について対策が必要 ・浦内川に於ける保全利用協定の締結、カヌー、カヤック、SUPボードの放置への対応 ・仲良川地区の利用ルール作りの検討 ・ガイド事業者等の届出等の制度導入に向けた検討	
4 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省、沖縄県、竹富町、地元関係団体				●	●	●	観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果の評価するための有効なモニタリング手法を検討し、継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。		・5) 1に含まれていたが、重要な課題と考えられることから、大項目として特出し。 ・実施主体の地元関係団体、民間事業者、研究機関を地元関係団体という表現に統一	・オーバーユースの判断基準の明確化
5 利用の質の向上に向けた取り組みの強化	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。また、ガイド事業者の実態把握、届出等の制度導入に向けた検討を行う。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。		小項目の内容を統合して書きぶりを修正。	
①木道適正利用のためのガイド講習会の開催	林野庁							ツアーを開催するガイド向けに、木道の適正利用に関する講習会を開催する。木道の役割と適切な利用方法を認識することで、西表島の自然植生への影響を軽減できるツアーへの転換を促す。	ガイドによる木道の適切な利用方法の理解、不適切な利用による木道の損壊や植生の破壊の防止と利用者の安全の確保。		行動計画では上記大項目に統合した	
②観光人材育成プラットフォーム構築事業	沖縄県							県内観光関連企業・団体が行う語学研修及び人材育成研修に対して支援を行う。	外国語での対応ができる人材の確保。		行動計画では上記大項目に統合した	
③新たな体験プログラムの開発	竹富町、地元関係団体、民間事業者							世界遺産登録による利用ニーズの変化に対応し、新たな自然・文化体験プログラムや冬季・悪天候時の室内プログラム、滞在型を促進するプログラム等の開発を行い、適切な利用分散を図る。	利用者の満足度の向上。適切な利用分散の実現。		行動計画では上記大項目に統合した	
④ガイドの質の向上に向けた制度・仕組みの導入の検討	竹富町、地元関係団体、民間事業者							ガイド事業者の登録・認定等の制度導入や人材育成の実施により、ガイド事業者の実態把握、質の向上を図ることにより、利用者の満足度の向上、利用者に対する遺産価値の普及を図り、不適切な利用を抑制する。	事業者の把握、事業者間の情報の共有、質の高いガイドの確保。遺産価値の理解促進と不適切な利用の抑制。		行動計画では上記大項目に統合した	・ガイド事業者等の届出等の制度導入に向けた検討
6 基金等を活用した保全管理費用の持続的確保	竹富町						●	遺産登録による利用者の増加による保全管理費用の増大に対応するため、受益者である観光事業者や利用者、及び遺産価値の保全に理解のある人々等から広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。	西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。			・やまねこ基金など既に実施されている取り組み以外にもさらなる施策の充実について検討
6) 地域社会の参加・協働による保全管理												
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を展開する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。		・沖縄県の指摘により、生物多様性おきなわ戦略は全ての項目に関連することから、6) に移動。	
2 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省、沖縄県、竹富町、地元関係団体				●	●	●	地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理が継続的に図られる。		・小項目の内容を統合して書きぶりを修正。 ・ヤマネコの交通事故関連の小項目については2)3に統合 ・用語の統一 ・実施主体の地元関係団体、地域住民を地元関係団体という表現に統一	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
①浦内川における絶滅危惧魚類の個体数調査	西表島エコツアーリズム協会、竹富町ダイビング組合	▶						浦内川に生息する絶滅危惧魚類の個体数の定期的なモニタリング調査を行う。 ※2015年よりモニタリング調査実施中	浦内川の絶滅危惧魚類の個体数の現状把握、データの蓄積。住民による継続したモニタリング実施体制の確立。		行動計画では上記大項目に統合した	
②イリオモテボタルの個体数調査	環境省、西表島エコツアーリズム協会、日本自然保護協会	▶						祖納の里地におけるイリオモテボタルの個体数の定期的なモニタリング調査を行う。(モニタリングサイト1000里地調査の一環) ※2011年より継続したモニタリング調査実施中	イリオモテボタルの個体数の現状把握、データの蓄積。		行動計画では上記大項目に統合した	
④サンゴ礁調査・保全	竹富町ダイビング組合	▶						リーフチェック、サンゴ礁保全(オニヒトデ駆除)	崎山湾自然環境保全地域における健全なサンゴ礁の維持・保全		計画対象区域を陸域に限定したため、本項目は行動計画及び課題リストの対象外とする。	
③ボトムアップ型世界遺産管理の方策検討・実施	竹富町	▶						地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援するための体制を確保する。	地域住民によるボトムアップ型世界遺産管理の体制確保。		行動計画では上記大項目に統合した	
3 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体	▶				● ● ●		西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まる。 【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数】		・小項目の内容を統合して書きぶりを修正。 ・実施主体の地元関係団体、地域住民を地元関係団体という表現に統一 ・指標を追記	
①人と自然が共生した地域固有の文化に対する情報の収集	沖縄県、竹富町	▶						西表島を含む竹富町の島々における伝統的な祭事や風習における自然との関わり、集落景観の形成や人々の暮らしの中での自然利用のあり方、森林との関わりや歴史や生活・産業に果たしてきた森林の役割等に関する調査を実施し、情報の集約を図り、普及啓発や教育活動に役立てる。	竹富町における固有の文化と自然との関わりに関する情報が集約される。		行動計画では上記大項目に統合した	
②竹富町の自然と文化の集いの開催	竹富町	▶						竹富町は亜熱帯の原生的な自然生態系を有し、さらに特有の文化が形成されており、自然と文化は密接な関係がある。その自然と文化を保全することに対する関心を高め、理解を深めるため、講演会や勉強会等を開催する。	地域住民が文化と自然の密接な関係を認識し、両者の保全への意欲が向上する。		行動計画では上記大項目に統合した	
③西表の文化を紹介したパンフレット・ウェブサイトの作成と運営	西表島エコツアーリズム協会	▶						西表島の自然と文化は密接に関係しており、自然の保護と持続的な利用のためには文化についても理解を深めることが重要であるため、文化について紹介したパンフレット並びにウェブサイトを作成する。 ※2014年にウェブサイトを作成済み、運用中。	西表島の文化に対する認知度向上。		行動計画では上記大項目に統合した	
④中学生に対するエコツアーリズムへの理解を高めるための教育実施	教育機関(教育委員会、学校)西表島エコツアーリズム協会、民間事業者	▶						将来、島・地域を支えていくことになるであろう子供達に対して、「環境保全・地域産業・地域活性化」に関する教育(各種産業における会社での実習など)を実施する。	高校進学等で島を離れる子供達が、西表島の魅力と価値を、仕事(働くこと)がどういうことであるかを体験し学ぶことで、正しく認識する。		行動計画では上記大項目に統合した	
⑤普及啓発パンフレットの作成	環境省、竹富町	▶						世界遺産条約、西表島の世界遺産の価値、その保全方策として実施すること、地域への影響等を説明する住民向けの普及啓発パンフレットを作成する。	地域住民および観光客の世界遺産についての理解の向上。		行動計画では上記大項目に統合した	
⑥自然環境教育カリキュラムの作成・実施	林野庁、竹富町	▶						住民対象の自然環境教育カリキュラムを作成・実施し、西表島の自然が価値あるものであることを再発見できる機会を提供する。	地域住民の世界遺産についての理解の向上。		行動計画では上記大項目に統合した	
⑦島民生活における環境配慮への普及啓発	竹富町	▶						島民の暮らしにおける環境配慮への理解を高めるため、地域住民への普及啓発を強化する。これにより、屋外飼育猫の野生化や、外来の水草や園芸植物の逸出などを防止する。	住民が遺産価値の保全について認識・理解し、住民の生活による遺産価値への影響が発生しない状態を実現。		行動計画では上記大項目に統合した	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題等（意見集約の結果を含む）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
4 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県、竹富町	実施時期の修正 				●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保 【環境配慮の取組実績】		・沖縄県の指摘により、「第2次沖縄県環境基本計画（平成25年4月策定）」に環境への配慮指針が位置づけられていることを踏まえて記載ぶりを変更 ・指標を追記	・リゾート開発等の規模の大きな民間事業について環境配慮を促す仕組み ・公共、民間事業の計画時に情報公開を行い広く意見を募る仕組み
5 美化活動の推進	環境省、林野庁、沖縄県、竹富町、地元関係団体	実施時期の修正 				●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。		・海岸に限らず西表島全体として環境美化を図るように事業項目や事業の内容を修正。 ・実施主体の地元関係団体、地域住民を地元関係団体という表現に統一	
①ビーチクリーンの実施、海岸漂着ゴミの実態調査・普及啓発の実施	西表エコプロジェクト、西表島エコツーリズム協会、竹富町、沖縄県							地域住民、観光客等のボランティアによるビーチクリーン活動を実施する。定期的に漂着ゴミのモニタリング調査を行い、モニタリング結果を踏まえて地域住民・観光客等への普及啓発を行う。	地域住民・観光客等が海岸漂着ゴミの実態を知り、ビーチクリーン活動に積極的に参加するとともに、自らもゴミを捨てない。		行動計画では上記大項目に統合した	
②国有林クリーン活動の実施	林野庁、竹富町、八重山警察署等							自然環境を良好に維持できるよう地域住民等と協働し海岸林等のクリーン活動を実施する。	環境整備が実施される体制が確保される。		行動計画では上記大項目に統合した	